

第173期 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

場 所

千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」

目 次

第173期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
[添付書類]	
事業報告	5
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35
[株主総会参考書類]	
第1号議案 第173期剰余金処分の件	39
第2号議案 株式併合の件	39
第3号議案 取締役15名選任の件	41
第4号議案 監査役2名選任の件	48
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為 に関する対応策（買収防衛策） の継続の件	49

(証券コード 9009)
平成28年6月7日

株 主 各 位

千葉県市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長 三 枝 紀 生

第173期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第173期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、3ページ及び4ページ記載の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第173期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第173期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第173期剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役15名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 複数回にわたり議決権を行使された場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきますのでご了承ください。

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(2) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) インターネット開示に関する事項

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役・会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ホームページに掲載の事項となります。

(4) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.keisei.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、当日ご出席の場合は、書面又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使

以下の事項をご確認のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

【議決権行使サイト】 <http://www.evotep.jp/>

1. 行使方法

- (1) 議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

2. その他

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）（※）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- (※) 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された合弁会社(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

添付書類

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済対策等を背景に企業収益や雇用情勢が改善していることに加え、個人消費に底堅い動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況の中で、当社グループは、全事業にわたり積極的な営業活動を展開するとともに、より一層の経費削減に取り組むなど、業績の向上に努めたほか、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」にも引き続き取り組み、お客様サービスの向上を図ってまいりました。

その結果、全事業営業収益は2,512億4百万円（前期比0.9%増）となり、全事業営業利益は282億3千4百万円（前期比16.1%増）となりました。経常利益は425億7千2百万円（前期比14.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は309億9千7百万円（前期比20.7%増）となりました。次に事業別にご報告いたします。

運 輸 業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとして、高架橋の耐震補強工事等を実施したほか、デジタルATSの全線設置に向けた工事を継続して行いました。

大規模工事については、墨田区内の押上線連続立体化工事において、昨年8月の下り線高架切替によって上下線両線の高架化を完了し、踏切6箇所を廃止して運転保安度のさらなる向上を図ったほか、本年3月に京成津田沼駅の駅舎改良工事が完了いたしました。

営業面では、昨年12月にダイヤ改正を行い、モーニングライナー及びイブニングライナーの停車駅に京成船橋駅を追加するとともに、上りアクセス特急の増発等を行い、お客様の利便性向上を図りました。また、訪日外国人向け総合案内カウンター「スカイライナー&京成インフォメーションセンター」を空港第2ビル駅構内にオープンしたほか、「京成スカイライナー&東京サブウェイチケット」の海外旅行会社等における販売を拡大するとともに、「お客様ご案内用タブレット」を京成線全駅に導入するなど、訪日外国人の利便性向上に努めました。

バス事業では、京成バス株式会社が、東京都から「都心と臨海副都心とを結ぶBRT（バス高速輸送システム）」の運行事業者に選定されました。このほか、一般乗合バス路線において、浦安市で「一般路線バス乗継割引運賃制度」を導入するとともに、台東区から受託したコミュニティバ

ス新規路線の運行を開始いたしました。高速バス路線においては、成田空港第3ターミナルの開業に伴い、成田空港発着の各路線において同ターミナルへの乗り入れを開始いたしました。また、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の部分開通に伴い、成田空港発着の一部路線において運行経路の変更による所要時間の短縮や増便等を行ったほか、「東京シャトル」の乗車券を格安航空会社（LCC）機内で発売いたしました。

タクシー事業では、帝都自動車交通株式会社において産前産後等のお客様がいつでもご利用いただけるタクシー配車サービス等を開始し、お客様の利便性向上を図りました。

以上の結果、訪日外国人増加の影響等により、営業収益は1,399億2千2百万円（前期比3.4%増）となり、営業利益は183億5千8百万円（前期比15.3%増）となりました。

流通業

百貨店業では、各種イベントを開催するなど、販売の強化に努めました。

ストア業では、リブレ京成千葉寺店をリニューアルオープンし集客を図ったほか、不採算店舗の閉鎖を行いました。

以上の結果、営業収益は697億5千8百万円（前期比0.5%減）となりましたが、営業利益は11億6千4百万円（前期比9.7%増）となりました。

不動産業

不動産販売業では、「サングランデ船橋宮本」及び「サングランデ印西牧の原ドアシティ」の中高層住宅のほか、成田市公津の杜において、住宅用地を販売するとともに、医学部誘致を推進する成田市へ土地の一括分譲を行いました。

不動産賃貸業では、押上本社跡地の商業施設等及び公津の杜等の賃貸住宅が稼動いたしました。また、大田区において賃貸住宅を取得いたしました。

以上の結果、営業収益は220億9千2百万円（前期比1.4%増）となり、営業利益は67億1千5百万円（前期比20.2%増）となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業では、宿泊主体型ホテル業を営む新会社の設立に向け、ロイヤルホールディングス株式会社及びアールエヌティーホテルズ株式会社と合弁会社設立に関する契約を締結いたしました。また、水戸京成ホテルにおいて客室設備の改修を実施し、新規顧客の獲得に努めました。

旅行業では、各種キャンペーンを実施するなど、集客及び販売の強化に努めました。

以上の結果、営業収益は101億1千1百万円（前期比0.9%増）となり、営業利益は2億8千1百万円（前期比823.6%増）となりました。

建設業

建設業では、鉄道施設改良工事や公共施設工事等を行ったほか、新規受注先の拡大に努めました。

以上の結果、営業収益は249億8千9百万円（前期比7.8%減）となりましたが、営業利益は12億3千7百万円（前期比29.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化、国際情勢等の影響により、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。当社グループは、平成28年度から新たにスタートさせております中期経営計画「E3プラン」を着実に推進し、事業の中核である運輸業の競争力・収益力をさらに強化するとともに、沿線に密着した堅実な総合生活産業を展開し、地域経済を代表する企業グループの地位を拡充してまいります。

運輸業では、安全管理体制のさらなる強化を図ってまいります。このほか、鉄道事業においては、成田空港輸送の利便性・認知度を向上させ、訪日外国人を中心とした空港旅客の取り込み強化を図ってまいります。バス・タクシー事業においては、BRT事業の円滑な推進やお客様サービスの更なる向上に取り組んでまいります。

流通業では、計画的な出店やテナントリーシング機能の強化等により、収益力の強化を図ってまいります。

不動産業では、不動産販売業における新規事業用地取得並びに販売力の強化による収益確保に努めてまいります。また、不動産賃貸業においては、収益性の高い賃貸資産の拡充及びグループ保有資産の有効活用を推進いたします。

レジャー・サービス業では、ホテル業における宿泊主体型事業への参入及び付加価値の高いサービスの提供等により、収益力の強化を図ってまいります。

建設業では、競争力の強化と新規顧客層の拡充により、受注の拡大を目指してまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、「安全・安心」と、お客様に喜ばれる商品・サービスを提供し、沿線を中心とする地域の発展に寄与してまいります。また、コンプライアンス・リスク管理体制を充実させ、内部統制システムの強化に努めるとともに、常に自然環境との調和に配慮するなど企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。さらに、お客様第一主義を徹底し、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」を浸透させ、選ばれる京成グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は次のとおりであります。

① 竣工した工事等

運輸業

鉄道事業

【当社】 車両新造12両
京成津田沼駅駅舎改良工事
京成成田駅1番線法面補強工事
自動改札機更新

【北総鉄道(株)】 高架橋耐震補強工事

バス事業

【京成バス(株)】 車両新造73両

【千葉交通(株)】 車両新造15両

流通業

【(株)京成ストア】 千葉寺店改装工事

不動産業

【当社】 押上本社跡地商業施設工事（ホテル・スーパー）
大田区萩中賃貸住宅取得

② 施行中の工事等

運輸業

鉄道事業

【当社】 ATS地上装置改良工事
押上線（押上・八広駅間）連続立体化工事
高架橋耐震補強工事
押上線（四ツ木・青砥駅間）連続立体化工事

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金、借入金返済資金、設備資金に充当するため、社債100億円を発行し、また金融機関から所要の借入を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年度 (第170期)	平成25年度 (第171期)	平成26年度 (第172期)	平成27年度 (当期)
営 業 収 益 百万円	244,059	244,995	249,016	251,204
経 常 利 益 百万円	30,602	36,980	37,169	42,572
親会社株主に帰属する当期純利益 百万円	21,973	27,048	25,683	30,997
1株当たり当期純利益 円	64.91	79.90	75.86	91.55
総 資 産 百万円	741,982	759,388	782,257	781,280

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
北 総 鉄 道 株 式 会 社	百万円 24,900	% 50.00	鉄道事業
京 成 バ ス 株 式 会 社	2,005	100.00	バス事業
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	500	100.00	ハイヤー事業
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	475	100.00	ストア業
京 成 建 設 株 式 会 社	450	69.05	建設業
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	200	76.00	百貨店業

(注) 1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の重要な企業結合の状況

ア. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社オリエンタルランド	百万円 63,201	% (21.77) 21.69	東京ディズニーリゾートの経営
新京成電鉄株式会社	5,935	(41.08) 39.23	鉄道事業

(注) 1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。
2. () 内の数字は、当社の子会社の議決権数を含めた比率であります。

イ. その他の重要な事業再編等

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

① 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社、北総鉄道(株)、千葉ニュータウン鉄道(株)
バス事業	京成バス(株)、千葉交通(株)、千葉中央バス(株)、千葉海浜交通(株)、千葉内陸バス(株)、成田空港交通(株)、東京ベイシティ交通(株)、京成タウンバス(株)、京成トランジットバス(株)、京成バスシステム(株)
タクシー事業	帝都自動車交通(株)、帝都自動車交通(株) (墨田G)、帝都自動車交通(株) (大森G)、船橋交通(株)、合同タクシー(株)

② 流通業

事業の内容	主要な会社名
ストア業	(株)京成ストア、(株)コミュニティー京成
百貨店業	(株)水戸京成百貨店
園芸植物卸売業	京成バラ園芸(株)
ショッピングセンター業	(株)ユアエルム京成

③ 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産販売業	当社、京成不動産㈱
不動産賃貸業	当社
不動産管理業	京成ビルサービス㈱

④ レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
飲食・映画・遊技場業	㈱イウォレ京成
ホテル業	京成ホテル㈱、㈱千葉京成ホテル
広告代理業	㈱京成エージェンシー
旅行業	京成トラベルサービス㈱

⑤ 建設業

事業の内容	主要な会社名
建設業	京成建設㈱、京成電設工業㈱

⑥ その他の事業

事業の内容	主要な会社名
鉄道車両整備業	京成車両工業㈱
自動車車体製造業	京成自動車工業㈱
保険代理業	㈱京成保険コンサルティング
自動車教習所業	㈱京成ドライビングスクール

(8) 主要な事業所等 (平成28年3月31日現在)

当 社	本 社	千葉県市川市
	鉄道営業キロ	152.3km
	駅 数	69駅 (東京都19駅、千葉県50駅)
	車 両 数	客車582両
	賃 貸 物 件	京成上野ビル (東京都台東区)、ファインフルーク公津の杜、成田ユアエルム店舗 (千葉県成田市) 等
北 総 鉄 道 株 式 会 社	本 社	千葉県鎌ヶ谷市
	鉄道営業キロ	32.3km
	駅 数	15駅 (東京都2駅、千葉県13駅)
	車 両 数	客車96両
京 成 バ ス 株 式 会 社	本 社	千葉県市川市
	営 業 キ ロ	3,156.8km
	営 業 所	8箇所 (東京都3箇所、千葉県5箇所)
	車 両 数	823両
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	本 社	東京都中央区
	営 業 所	ハイヤー7箇所 (東京都)
	車 両 数	ハイヤー418両
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	本 社	東京都葛飾区
	店 舗 数	21店舗 (東京都7店舗、千葉県14店舗)
京 成 建 設 株 式 会 社	本 社	千葉県船橋市
	営 業 所	3箇所 (東京都1箇所、千葉県1箇所、茨城県1箇所)
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	本 社	茨城県水戸市
	店 舗	1店舗 (茨城県)

(注) 当社の駅数と北総鉄道株式会社の駅数は、5駅 (京成高砂駅、東松戸駅、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅、印旛日本医大駅) が重複しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
8,611名 (3,046名)	15名増 (15名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、() 内には、臨時使用人数の年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	52,582 百万円
三井住友信託銀行株式会社	17,571
株式会社みずほ銀行	10,903
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,302

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金（総額60,000百万円）は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 344,822,371株
 (3) 株主数 17,813名
 (前期末比 1,262名減)
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 27,851	% 8.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,356	5.63
株式会社みずほ銀行	13,623	3.96
日本生命保険相互会社	12,017	3.50
株式会社オリエントラルランド	11,700	3.41
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,528	3.36
三井住友信託銀行株式会社	5,753	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	4,468	1.30
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	3,878	1.13
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	3,867	1.13

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（1,223,901株）を控除して算出しております。
 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行退職給付信託口）の持株数4,468千株（持株比率1.30%）は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託財産であり、その議決権行使の指図権は三井住友信託銀行株式会社が留保しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社 長	三 枝 紀 生	新京成電鉄株式会社取締役
代表取締役 専務取締役	平 田 憲一郎	鉄道本部長 北総鉄道株式会社取締役社長 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長
代表取締役 専務取締役	小 林 敏 也	開発担当
常務取締役	眞 下 幸 人	総務人事担当 新京成電鉄株式会社取締役副社長
常務取締役	松 上 英一郎	経理担当
常務取締役	齋 藤 隆	経営統括担当 京成バス株式会社取締役社長
常務取締役	加 藤 雅 哉	内部監査・経営統括・グループ戦略担当 新京成電鉄株式会社監査役
取 締 役	小 山 利 明	経理部長
取 締 役	加 藤 雅 人	グループ戦略部長 京成ソーラーパワー株式会社取締役社長
取 締 役	宮 島 宏 幸	鉄道副本部長兼鉄道本部建設部長 日暮里駅整備株式会社専務取締役
取 締 役	芹 澤 弘 之	内部監査部長兼経営統括部長
取 締 役	赤 井 文 彌	弁護士 日本空港ビルデング株式会社監査役 日本石油輸送株式会社監査役
取 締 役	古 川 康 信	日本精工株式会社取締役
取 締 役	神子田 健 博	帝都自動車交通株式会社取締役社長 京成オートサービス株式会社取締役社長 船橋交通株式会社取締役会長
取 締 役	篠 崎 敦	船橋交通株式会社取締役社長 株式会社舞浜リゾートキャブ取締役社長 一般社団法人千葉県タクシー協会会長

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	天野 貴夫	京成建設株式会社取締役副社長
常勤監査役	村岡 隆司	
常勤監査役	増田 格	株式会社スリーエフ取締役
監査役	上西 京一郎	株式会社オリエンタルランド取締役社長兼COO 社長執行役員
監査役	小林 研一	ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役社長 朝日放送株式会社取締役
監査役	星 弘行	空港施設株式会社専務取締役

- (注) 1. 平成27年6月26日をもって、代表取締役会長花田 力、取締役大室 健、同 宮田弘幸、同 酒寄博司は任期満了により退任いたしました。
2. 同日をもって監査役松野信也は任期満了により退任いたしました。
3. 同日をもって、加藤雅人、宮島宏幸、芹澤弘之、天野貴夫は取締役に就任いたしました。
4. 同日をもって、星 弘行は監査役に就任いたしました。
5. 同日をもって、専務取締役平田憲一郎、常務取締役小林敏也は代表取締役専務取締役に、取締役齋藤 隆、同 加藤雅哉は常務取締役に就任いたしました。
6. 取締役赤井文彌、同 古川康信は、社外取締役であります。
7. 取締役赤井文彌は、卓照綜合法律事務所所属の弁護士であります。当社は卓照綜合法律事務所と顧問契約を締結しております。
8. 取締役赤井文彌は、日本空港ビルデング株式会社の社外監査役であります。当社は日本空港ビルデング株式会社との間には特別な関係はありません。
9. 取締役赤井文彌は、日本石油輸送株式会社の社外監査役であります。当社は日本石油輸送株式会社との間には特別な関係はありません。
10. 取締役古川康信は、日本精工株式会社の社外取締役であります。当社は日本精工株式会社との間には特別な関係はありません。
11. 常勤監査役村岡隆司、同 増田 格、監査役小林研一、同 星 弘行は、社外監査役であります。
12. 常勤監査役増田 格は、株式会社スリーエフの社外取締役であります。当社は株式会社スリーエフとの間には特別な関係はありません。
13. 監査役小林研一は、ニッセイ情報テクノロジー株式会社の取締役社長であります。当社はニッセイ情報テクノロジー株式会社との間には特別な関係はありません。
14. 監査役小林研一は、朝日放送株式会社の社外取締役であります。当社は朝日放送株式会社との間には特別な関係はありません。
15. 監査役小林研一の重要な兼職先でありました株式会社ニッセイコンピュータは、ニッセイ情報テクノロジー株式会社に平成27年4月1日付で吸収合併されました。当社は株式会社ニッセイコンピュータとの間には特別な関係はありませんでした。
16. 監査役星 弘行は、株式会社日本政策投資銀行において、経理部門担当役員の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
17. 監査役星 弘行は、空港施設株式会社の専務取締役であります。当社は空港施設株式会社との間には特別な関係はありません。
18. 当社は、取締役赤井文彌、同 古川康信、常勤監査役村岡隆司、同 増田 格、監査役小林研一、同 星 弘行を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	20名	291百万円
監 査 役	6名	67百万円
合 計	26名	359百万円

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第172期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名（うち社外役員1名）を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記のうち、社外役員7名に支払った報酬等の総額は、74百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取 締 役 会	監 査 役 会
取締役 赤 井 文 彌	11回中11回	—
取締役 古 川 康 信	11回中11回	—
監査役 村 岡 隆 司	11回中11回	12回中12回
監査役 増 田 格	11回中11回	12回中12回
監査役 小 林 研 一	11回中11回	12回中12回
監査役 星 弘 行	9回中 8回	9回中 8回

イ. 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役及び社外監査役各氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、社外監査役各氏は監査役会において、監査に関する重要事項の質疑や監査結果についての意見交換等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	64百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から提示を受けた当事業年度の監査計画の内容及び必要な監査品質を維持するための監査体制・監査時間は妥当であり、それらをもとに算定された報酬額も妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ② 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
 - ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
 - ④ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
 - ⑤ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連係して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
 - ⑥ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、周知する。
 - ⑦ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する。
 - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
 - ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。

- ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
 - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
 - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役で構成され、原則週1回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
 - ② 職制及び職務分掌、職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
 - ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
 - イ. グループ戦略部を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、関係部門と連携して、子会社の管理を行う。
 - ウ. 子会社は、必要に応じて経理規程並びに職務権限規則等の関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
 - エ. 子会社は、コンプライアンス委員会を設置し、その議事を当社に報告する。
 - オ. 当社の取締役又は使用人は、必要に応じ、子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。
 - カ. 内部監査部が、子会社の内部監査を実施する。
 - キ. 当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。
 - ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 京成グループ社長会等を定期的で開催し、グループ経営方針の伝達と経営情報の共有等を図る。
 - イ. 子会社は、京成グループ経営計画規程に基づき、経営計画を策定し、これに基づき職務を

執行する。

- ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。
 - イ. 子会社は、京成グループ社長会等を通じ、コンプライアンス・リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 関係会社管理規程において、子会社が当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行う。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査役職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
 - ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ア. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。
 - イ. 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ア. 子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する。
 - ③ 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会等、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。
 - ② 監査役は、会計監査人、内部監査部と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。
 - ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
経営理念として「京成グループ理念」を定め、これをグループ内の取締役等及び使用人に周知・徹底を図っております。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、コンプライアンスに関する事例及び再発防止策を共有し、講演会開催やコンプライアンスカードの配布により法令遵守、社会から求められる倫理的行動について周知、教育を実施しております。なお、コンプライアンス通報者窓口（内部・外部）を設け、通報・相談された事項について、適切な対応を行っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
取締役会議事録等、取締役の職務執行に係る書類について、文書取扱規程に基づき、適切に保管しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
当社と子会社を対象としたリスク調査結果に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、管理対象リスクの選定及び管理主体の指定を行い、適切にリスク管理を実施しております。鉄道事業部門では、安全管理規程、鉄道本部災害対策規則に基づき、定期的な訓練を実施したほか、安全管理体制の再確認により、安全重点施策の見直しを実施しました。また、大規模災害発生に

備えた「事業継続計画」を策定し、社内周知を図りました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会規則、経営会議規則に基づき、取締役会において業務執行上重要な事項に関する意思決定を行うとともに、経営会議においてそれ以外の重要な事項の審議・報告を行っております。なお、経営計画規程に基づき、平成27年度計画を遂行するとともに、取締役会において中期経営計画「E3プラン」及び平成28年度年度計画を決議しました。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

当社による関係会社統制の実効性向上を企図した関係会社管理規程の改定を行い、管理対象業務の処理区分等を見直しました。京成グループ経営計画規程に基づき、京成グループ社長会を開催し、当社から経営方針の示達を行いました。子会社においては、コンプライアンス委員会規程を整備しており、規程に基づき開催した委員会について、議事経過及び内容を当社の内部監査部に報告する体制となっております。なお、各子会社には内部通報者窓口が設置されているほか、子会社の使用人の利用も可能としている当社のコンプライアンス通報者窓口（内部・外部）の周知を図りました。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

監査役の職務補助のため、専任の使用人を配置しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

専任の使用人は、業務執行組織から独立しており、監査役の指揮命令により、監査役の職務を補助しております。

(8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、重要な書類の閲覧により業務の執行状況を把握しております。当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する体制をとっております。なお、公益通報者保護法に則り、内部通報

をした者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について
監査役の職務について生ずる費用を予算化し、これを会社が負担しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

代表取締役社長と常勤監査役は、定期的かつ必要に応じて会合を開催し、重要課題等について意思疎通を図っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部と情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

② 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様への判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社

グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、当社グループは、「良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

② グループ経営計画

前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮し得る体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成25年度から平成27年度にわたる「京成グループ中期経営計画」（以下「E2プラン」といいます。）においては、「成田スカイアクセスの利便性・認知度の向上による、鉄道事業の競争力・収益力の強化」、「コア事業（運輸業）を中心とした引き続き堅実な事業運営を推進することによる各事業分野での一定の事業成長の実現」、「将来に亘る安定的な事業成長の実現のため、賃貸資産の拡充及び投資案件の選別による投資規模の適正化の推進」、「減価償却費の範囲内での設備投資を原則とする、フリーキャッシュフローの確保による財務体質の強化」、「グループ全体経営を重視することによるグループシナジーの最大化並びにM&A及び事業提携を視野に

入れた事業基盤の拡大]、「安全管理体制並びに異常時・災害時におけるグループリスク管理体制の強化」、「京成グループ全体のブランド価値向上による競争力の強化」の基本方針のもと、グループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

③ 利益還元の方法

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、前記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を定めています。

本施策の概要は、次のとおりであります。

① 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、（i）株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び（ii）当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様にご意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めています。

② 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めています。

③ 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、（i）その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、（ii）その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共

同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうることを、及び (iii) その発動手続として、原則として、前記②の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めています。

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において本施策の具体的な内容について決定し、平成25年6月27日開催の第170期定時株主総会においてその承認を受けており、その詳細は、平成25年5月21日付で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」として公表し、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.keisei.co.jp/>）に掲載しております。

(4) 前記の取り組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① 基本方針の実現に資する特別な取り組みについて

前記(2)に記載した企業価値の向上のための取り組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取り組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取り組みについて

前記(3)に記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合しています。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

ア. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

イ. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも本施策に具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

ウ. 株主意思の反映

本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じています。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

エ. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置しています。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしています。

また、本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しています。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

オ. デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっています。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、1株当たり当期純利益は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流 動 資 産	98,839	流 動 負 債	200,601
現金及び預金	31,665	支払手形及び買掛金	18,042
受取手形及び売掛金	17,345	短期借入金	84,358
分譲土地建物	4,004	1年内償還予定の社債	10,000
商 品	2,206	リ ー ス 債 務	3,817
仕 掛 品	946	未払法人税等	5,265
材料及び貯蔵品	2,205	前 受 金	44,565
繰延税金資産	1,940	賞 与 引 当 金	2,788
その他の他	38,574	役員賞与引当金	46
貸倒引当金	△49	そ の 他	31,717
固 定 資 産	682,322	固 定 負 債	284,303
有形固定資産	488,332	社 債	40,000
建物及び構築物	270,108	長期借入金	121,589
機械装置及び運搬具	17,847	鉄道・運輸機構長期未払金	58,140
土 地	144,162	リ ー ス 債 務	19,547
リ ー ス 資 産	30,734	繰延税金負債	1,862
建設仮勘定	23,621	役員退職慰労引当金	406
その他の他	1,857	退職給付に係る負債	31,638
無形固定資産	10,027	そ の 他	11,119
リ ー ス 資 産	1,643	負 債 合 計	484,905
その他の他	8,383	(純資産の部)	
投資その他の資産	183,962	株 主 資 本	284,168
投資有価証券	167,156	資 本 金	36,803
長期貸付金	942	資 本 剰 余 金	28,527
繰延税金資産	11,847	利 益 剰 余 金	220,860
その他の他	4,923	自 己 株 式	△2,023
貸倒引当金	△906	その他の包括利益累計額	3,674
繰 延 資 産	117	その他有価証券評価差額金	3,600
		繰延ヘッジ損益	△128
		退職給付に係る調整累計額	201
		非 支 配 株 主 持 分	8,531
		純 資 産 合 計	296,374
資 産 合 計	781,280	負 債 純 資 産 合 計	781,280

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		251,204
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	187,645	
販売費及び一般管理費	35,324	222,970
営 業 利 益		28,234
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	416	
持分法による投資利益	17,197	
その他の収益	1,501	19,115
営 業 外 費 用		
支払利息	4,013	
その他の費用	763	4,777
経 常 利 益		42,572
特 別 利 益		
工事負担金等受入額	23,186	
その他の特別利益	451	23,638
特 別 損 失		
固定資産圧縮損	23,092	
減損損	761	
固定資産除却損	498	
その他の特別損失	5	24,357
税金等調整前当期純利益		41,853
法人税、住民税及び事業税	8,836	
法人税等調整額	96	
法 人 税 等 計		8,932
当 期 純 利 益		32,920
非支配株主に帰属する当期純利益		1,923
親会社株主に帰属する当期純利益		30,997

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
流	(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円	
	流動資産	60,251	流動負債	189,177	
	現金及び預金	12,959	短期借入金	71,043	
	未収運賃	4,206	一年内償還社債	10,000	
	未収入金	1,002	リース債	2,524	
	リース投資資産	2,084	払戻金	18,895	
	短期貸付	1,586	払戻費	1,229	
	分譲土地建物	3,966	未払消費税等	58	
	貯蔵品	1,669	未払法人税等	2,252	
	前払費用	1,026	未払法務連	742	
	繰延税金資産	645	預り金	35,392	
	その他の流動資産	31,105	前受運賃	2,276	
	貸倒引当金	△0	前受金	43,584	
	固定資産	458,744	賞与引当金	1,004	
	鉄道事業固定資産	233,839	その他の流動負債	171	
	開発事業固定資産	101,510	固定負債	192,260	
	各事業関連固定資産	4,516	社債	40,000	
建設仮勘定	23,274	長期借入金	110,727		
投資その他の資産	95,602	リース債	15,607		
関係会社株	63,478	退職給付引当金	19,590		
投資有価証券	9,377	資産除去債	1,106		
長期貸付金	20,007	その他の固定負債	5,229		
繰延税金資産	1,374	負債合計	381,438		
その他の投資等	1,366	(純資産の部)			
貸倒引当金	△2	株主資本	136,252		
繰延資産	117	資本	36,803		
社債発行費	117	資本剰余金	27,904		
		資本準備金	27,845		
		その他資本剰余金	58		
		利益剰余金	72,246		
		利益準備金	3,038		
		その他利益剰余金	69,208		
		別途積立金	8,095		
		繰越利益剰余金	61,112		
		自己株式	△701		
		評価・換算差額等	1,421		
		その他有価証券評価差額金	1,421		
		純資産合計	137,674		
資産合計	519,113	負債純資産合計	519,113		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
鉄 道 事 業			
営 業 収 益		62,244	
営 業 費 益		54,670	
営 業 利 益			7,574
開 発 事 業			
営 業 収 益		17,374	
営 業 費 益		10,900	
営 業 利 益			6,473
全 事 業 営 業 利 益			14,047
全 営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金		4,283	
そ の 他 の 収 益		1,055	5,339
営 業 外 費 用			
支 払 利 息 用		3,101	
そ の 他 の 費 用		602	3,704
経 常 利 益			15,683
特 別 利 益			
工 事 負 担 金 等 受 入 額		22,240	
そ の 他 の 特 別 利 益		79	22,320
特 別 損 失			
固 定 資 産 圧 縮 損 失		22,196	
減 損 損 失		483	
固 定 資 産 除 却 損		278	22,959
税 引 前 当 期 純 利 益			15,044
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,200	
法 人 税 等 調 整 額		110	
法 人 税 等 計			4,311
法 当 期 純 利 益			10,732

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

京 成 電 鉄 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 野 満 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 滝 沢 勝 己 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

京 成 電 鉄 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 野 満 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 滝 沢 勝 己 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京成電鉄株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第173期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（株式会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月18日

京成電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 村岡隆司[Ⓔ]

常勤監査役 増田格[Ⓔ]

監査役 上西京一郎[Ⓔ]

監査役 小林研一[Ⓔ]

監査役 星弘行[Ⓔ]

(注) 監査役村岡隆司、同増田 格、同小林研一及び同星 弘行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第173期剰余金処分の件

当社は、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要となる内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、株主の皆様へ安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭

総額1,202,594,645円

なお、中間配当金として3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき6円50銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、個人投資家による投資機会の拡大及び中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合を実施いたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき、全ての端数

を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

500,000,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の規定に基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>10億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>5億株</u> とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の1単元の株式の数は <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の1単元の株式の数は <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 第6条及び第8条の規定の変更は、平成28年6月29日開催の第173期定時株主総会の議案に係る株式併合の効力が発生することを条件とし、平成28年10月1日をもって、その効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第6条及び第8条の変更の効力発生日経過後、これを削除する。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役全員15名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	さい ぐさ のり お 三 枝 紀 生 (昭和24年2月11日生) 再任	昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成18年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社取締役副社長 平成23年6月 当社取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社取締役	138,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の様々な事業部門での業務執行を経験した後、現在は取締役社長として強力なリーダーシップを発揮し、当社グループ全体の経営を統括しております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	ひら た けんいちろう 平 田 憲一郎 (昭和25年11月7日生) 再任	平成18年7月 国土交通省鉄道局長 平成19年10月 日本政策投資銀行理事 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行常務執行役員 平成24年6月 当社常務取締役 平成26年6月 当社専務取締役鉄道本部長 現在に至る 重要な兼職の状況 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長 北総鉄道株式会社取締役社長(注1)	26,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたる官庁及び金融機関での勤務経験を有し、現在は専務取締役として鉄道部門及びグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	こばやし としや 小林 敏也 (昭和34年 7月30日生) 再任	昭和57年 4月 当社入社 平成22年 6月 当社取締役 平成25年 6月 当社常務取締役 平成27年 6月 当社専務取締役開発担当 現在に至る	58,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来開発部門及び鉄道部門等に携わり、現在は専務取締役として開発部門を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	ましも ゆきひと 眞下 幸人 (昭和37年 2月 1日生) 再任	昭和59年 4月 当社入社 平成23年 6月 当社取締役 平成25年 6月 当社常務取締役 平成27年 6月 当社常務取締役総務人事担当 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社取締役副社長（注2）	35,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来経理部門及びグループレジャー・サービス業等に携わり、現在は常務取締役として総務人事部門及びグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。		
5	まつ かみ えいいちろう 松上 英一郎 (昭和37年 2月23日生) 再任	昭和59年 4月 当社入社 平成23年 6月 当社取締役 平成25年 6月 当社常務取締役 平成27年 6月 当社常務取締役経理担当 現在に至る	42,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来総務人事部門及びグループバス事業等に携わり、現在は常務取締役として経理部門を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	さいとう たかし 齋藤 隆 (昭和33年12月11日生) 再任	昭和57年4月 当社入社 平成25年6月 当社取締役 平成27年6月 京成バス株式会社取締役社長 現在に至る 平成27年6月 当社常務取締役経営統括担当 現在に至る 重要な兼職の状況 京成バス株式会社取締役社長	26,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来長年にわたりグループバス事業に携わり、現在は常務取締役として経営統括部門及びグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。			
7	かとう まさや 加藤 雅哉 (昭和35年8月6日生) 再任	平成20年8月 株式会社みずほ銀行与信企画部長 平成22年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 人事部長 平成25年4月 みずほ証券株式会社執行役員 平成26年6月 当社取締役 平成27年6月 当社常務取締役内部監査・経営統括・ グループ戦略担当 現在に至る 重要な兼職の状況 新京成電鉄株式会社監査役	11,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたる金融機関での勤務経験を有し、現在は常務取締役として内部監査・経営統括・グループ戦略部門を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	みや じま ひろ ゆき 宮島宏幸 (昭和41年2月25日生) 再任	昭和63年4月 当社入社 平成27年6月 当社取締役鉄道副本部長兼鉄道本部建設部長 現在に至る 重要な兼職の状況 日暮里駅整備株式会社専務取締役	19,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来長年にわたり鉄道部門に携わり、現在は取締役として鉄道部門及びグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
9	せり ざわ ひろ ゆき 芹澤弘之 (昭和40年5月6日生) 再任	平成元年4月 当社入社 平成27年6月 当社取締役内部監査部長兼経営統括部長 現在に至る	14,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来経営統括部門及びグループバス事業等に携わり、現在は取締役として内部監査・経営統括部門を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
10	あか い ふみ や 赤井文彌 (昭和13年11月8日生) 再任 社外 独立役員	昭和41年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和46年8月 卓照法律事務所（現 卓照総合法律事務所） 開設 同事務所弁護士 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 弁護士 日本空港ビルデング株式会社監査役 日本石油輸送株式会社監査役	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士の経験及び幅広い見識を有し、企業経営にも多くの立場で関与しており、現在は社外取締役として、取締役会に対する有益なアドバイスをいただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
11	<p>ふる かわ やす のぶ 古川 康 信 (昭和28年10月11日生)</p> <p>再任 社外</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和55年 9月 公認会計士登録 平成22年 8月 新日本有限責任監査法人経営専務理事 平成24年 8月 新日本有限責任監査法人シニア・アドバイザー 平成26年 6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 日本精工株式会社取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士の経験及び幅広い見識を有し、企業経営にも多くの立場で関与しており、現在は社外取締役として、取締役会に対する有益なアドバイスをいただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
12	<p>しの ざき あつし 篠崎 敦 (昭和36年 8月13日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和61年 4月 当社入社 平成24年 4月 船橋交通株式会社取締役社長 現在に至る 平成25年 6月 当社取締役 現在に至る 平成26年 4月 株式会社舞浜リゾートキャブ取締役社長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 船橋交通株式会社取締役社長 株式会社舞浜リゾートキャブ取締役社長（注3） 一般社団法人千葉県タクシー協会会長</p>	22,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、入社以来グループタクシー事業及び経営統括部門等に携わり、現在は取締役としてグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
13	<p>あま の たか お 天 野 貴 夫 (昭和40年9月21日生)</p> <p>再任</p>	<p>昭和63年4月 当社入社 平成27年6月 京成建設株式会社取締役副社長 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 京成建設株式会社取締役副社長(注4)</p>	15,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社以来長年にわたり鉄道部門等に携わり、現在は取締役としてグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
14	<p>かわ すみ まこと 河 角 誠 (昭和42年3月8日生)</p> <p>新任</p>	<p>平成元年4月 当社入社 平成24年5月 帝都自動車交通株式会社常務取締役 現在に至る 平成24年7月 当社総務人事部付部長 現在に至る</p>	5,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社以来長年にわたり経理部門等に携わり、現在はグループ会社の経営を担っております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社グループの事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、取締役候補者といたしました。</p>		
15	<p>と しま すすむ 登 嶋 進 (昭和42年7月13日生)</p> <p>新任</p>	<p>平成2年4月 当社入社 平成25年7月 当社総務人事部長 現在に至る</p> <p>重要な兼職の状況 京成ハーモニー株式会社取締役社長</p>	5,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、入社以来鉄道部門及び総務人事部門等に携わり、現在は総務人事部長を務めております。今後もこれまでの豊富な経験と実績をもとに、当社の事業発展や中長期的な企業価値向上に貢献すると考えられることから、取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 当社は、北総鉄道株式会社との間で線路の使用等の取引を行っております。また当社は同社と同一の事業の部類に属する取引(鉄道による一般運輸業)を行っております。
2. 当社は、新京成電鉄株式会社と同一の事業の部類に属する取引(鉄道による一般運輸業並びに土地建物の売買及び賃貸業)を行っております。
3. 当社は、株式会社舞浜リゾートキャブとの間で建物の賃貸等の取引を行っております。
4. 当社は、京成建設株式会社と同一の事業の部類に属する取引(土地建物の売買及び賃貸業)を行っております。

5. 赤井文彌及び古川康信の両氏は、社外取締役の候補者であります。
6. 赤井文彌氏が所属する卓照総合法律事務所は当社と顧問契約を締結しておりますが、その取引額は連結売上高の1%未満であります。
7. 古川康信氏が所属していた新日本有限責任監査法人は、同氏が経営専務理事として在任していた期間中の監査証明に関し、オリンパス株式会社については平成24年7月、株式会社東芝については平成27年12月に金融庁から業務改善命令を受けております。
8. 赤井文彌及び古川康信の両氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
9. 当社は、赤井文彌及び古川康信の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
10. 当社は、赤井文彌及び古川康信の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役増田 格氏及び小林研一氏の両氏は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かわ かみ まもる 河 上 守 (昭和29年3月5日生) 新任 社外 独立役員	平成22年6月 中央三井信託銀行株式会社 取締役専務執行役員 平成24年6月 株式会社日本製鋼所監査役 現在に至る	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、経歴のとおり経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について監査をしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としたしました。		
2	まつ やま やす おみ 松 山 保 臣 (昭和31年11月14日生) 新任 社外 独立役員	平成23年4月 日本生命保険相互会社取締役専務執行役員 平成25年6月 株式会社星和ビジネスリンク取締役社長 現在に至る 平成25年6月 三菱瓦斯化学株式会社監査役 現在に至る 重要な兼職の状況 三菱瓦斯化学株式会社監査役	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 同氏は、経歴のとおり経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場から取締役会に対する有益なアドバイスをいただくとともに、当社の経営執行等の適法性について監査をしていただけるものと判断し、社外監査役候補者としたしました。		

- (注) 1. 河上 守氏及び松山保臣氏の両氏は、社外監査役の候補者であります。
2. 河上 守氏及び松山保臣氏の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は、河上 守氏及び松山保臣氏の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成25年6月27日開催の第170期定時株主総会において、当社の「会社の支配に関する基本方針」に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「原施策」といいます。）についてご承認をいただきましたが、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、その後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社並びに当社の子会社及び関連会社（以下、当社と併せて「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主価値を維持・向上するための方策としての原施策の継続の是非や内容について更なる検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成28年5月20日開催の当社取締役会において、株主総会の決議による承認を条件として原施策を一部見直したうえ継続する内容の当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本施策」といいます。）を決定いたしました。

つきましては、当社定款第16条の規定に基づき、本施策を継続して導入することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

I 本施策の導入の目的及び概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、後記Ⅱのとおりでございます。当社は、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、本施策を定めています。

1. 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為（後記Ⅳの1の（1）で定義します。）を行う場合に大規模買付者（後記Ⅳの1の（1）で定義します。）に従っていただくべきルール（本施策において「大規模買付ルール」といいます。）として、（1）株主の皆様及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び（2）当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆様にご意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めております。

2. 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（本施策において「大規模買付対抗措置」といいます。）の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を

担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会（本施策において「独立委員会」といいます。）を設置することを定めております。

3. 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、(1) その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、(2) その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及び(3) その発動手続として、原則として、前記2の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めております。

4. 本施策の有効期間

本施策の有効期間は、「E3プラン」が平成30年度（平成31年3月末日に終了する事業年度）までの計画であることを考慮し、本施策を承認可決した定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成31年6月開催予定）の終結時までとします。

II 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（本施策において「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

2. 大規模買付行為への対応方針

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

III 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることに、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、「京成グループは、お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

2. グループ経営計画

当社グループでは、前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。この中で、グループシナジーを最大限発揮しうる体制の強化を図り、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指すことを基本方針としております。

平成28年度から平成30年度にわたる「E3プラン」においては、「持続的な成長に向けた収益拡大への挑戦」、「安全かつ安心なサービスの提供」及び「経営基盤の一層の強化」の基本方針のもと、「インバウンド市場の深耕」、「事業機会を活かした収益拡大」、「沿線エリアの魅力向上」、「安全・安心の確保並びにサービス品質の向上」及び「財務健全性の向上並びにグループ経営体制の充実」を基本戦略としてグループ全体の企業価値の最大化を追求いたします。

運輸業では、成田空港輸送の利便性・認知度の向上、訪日外国人を中心とした空港旅客の取組み強化、BRT事業の円滑な推進、都内エリアでの営業力強化及び観光資源の活用による沿線内外からの旅客誘致等を推進いたします。

流通業では、ストア業における計画的な出店及び社会構造の変化に応じたサービスの提供、百貨店業における効果的な店舗改修の実施と地域でのブランド力を活かした営業展開、ショッピングセンター業におけるテナントリーシング機能の強化及び訪日外国人を含むお客様への販売力強化を推進いたします。

不動産業では、収益性の高い賃貸資産の拡充及びグループ保有資産の有効活用、不動産販売業における新規事業用地取得並びに販売力の強化による収益確保及びリフォーム事業の営業力強化による収益拡大を図ってまいります。

レジャー・サービス業、建設業等では、鉄道沿線・当社グループの価値向上に資する施策を鋭意推進します。

3. 利益還元の方法

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要な内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、引き続き、輸送力の増強、運転保安及び旅客サービスの向上等を計画しておりますので、これらの資金需要に備えてまいります。

4. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、

業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規則等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役会は社外取締役2名を含む15名で構成しております。なお、取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。監査役会は5名で構成しており、4名は社外監査役となっております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

IV 本施策の内容

1. 大規模買付ルール

(1) 適用対象

大規模買付ルールは、次の①から④までのいずれかに該当する行為又はこれに類似する行為であって、当社取締役会が予め同意していないもの（本施策において「大規模買付行為」といいます。）、ないし大規模買付行為を現に行い又は行おうとする者（本施策において「大規模買付者」といいます。）に適用されるものとします。

- ① 当社株券等（注1）の買付けその他の取得行為（注2）であって、当該行為者の株券等保有割合（注3）が20%以上となるもの
- ② 当社が発行者である株券等（注4）の買付けその他の取得行為（注5）であって、当該行為者の株券等所有割合（注6）とその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となるもの
- ③ 当社の他の株主との間で行う、当該他の株主の共同保有者（注8）に該当するに至る合意その他の行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの
- ④ 当社の他の株主との間で行う、当該行為者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくは共同の支配下となる関係又は当該行為者と当該他の株主とが共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為であって、当該行為者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるもの

(2) 当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、当社代表取締役宛に、次の①から⑦までに定める事項を日本語で記載し、かつ大規模買付者又はその代表者の署名又は記名押印のなされた「大規模買付意向表明書」（本施策において「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。これは、当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為の存在を認識し、大規模買付者に関する基礎情報を取得することを可能にすることを目的としております。

- ① 大規模買付ルールに基づく意向表明書である旨
- ② 大規模買付者の自然人・法人の別、又は法人格を有しない組合、社団等である場合はその旨
- ③ 大規模買付者が自然人である場合は、大規模買付者の氏名、国籍、住所、及び勤務先
- ④ 大規模買付者が自然人でない場合は、大規模買付者の商号その他の正式な名称、本店又は主たる事務所の所在地、設立準拠法、及び代表者の氏名
- ⑤ 大規模買付者の日本国内の連絡先の名称、担当者氏名、住所又は所在地、電話番号、ファックス番号、及び大規模買付者との関係
- ⑥ 大規模買付行為の方法、時期、目的その他の概要
- ⑦ 法令及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約

当社は、大規模買付者より意向表明書の提出があった場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、意向表明書の提出があった事実その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

(3) 大規模買付情報の提供

また、大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、大規模買付行為に関する株主の皆様への判断、大規模買付行為に関する当社取締役会及び独立委員会による賛否に関する意見の形成、及び当社取締役会による株主の皆様に対する代替的提案の立案のために必要な情報（本施策において「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者には、意向表明書の提出後に、当社代表取締役宛に、次の①から④までに掲げる情報を提供していただきます。なお、大規模買付者が次の①から④までに掲げる情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（注9）（本施策において、大規模買付者と併せて「大規模買付者グループ」といいます。）に関する次のアからコまでに掲げる情報

- ア 沿革
 - イ 役員の氏名、略歴、及び過去における法令違反行為の有無
 - ウ 事業の内容
 - エ 資本構成又は出資割合
 - オ グループ組織図
 - カ 財務諸表及び連結財務諸表
 - キ 有価証券報告書又はこれに相当する書類を監督官庁又は金融商品取引所に提出している場合は、直近3年間の有価証券報告書又はこれに相当する書面
 - ク 直近1年間における当社株券等の株券等保有割合及びその推移
 - ケ 当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
 - コ 過去の投資の実績及び履歴（注10）
- ② 大規模買付行為に関する次のアからウまでに掲げる情報
- ア 大規模買付行為の具体的な目的、方法及び内容（注11）
 - イ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無、並びにその具体的な内容及び当該第三者の概要
 - ウ 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（注12）及び資金の裏付け（注13）
- ③ 大規模買付行為の完了後の方針・計画・施策に関する次のアからキまでに掲げる情報
- ア 当社グループの経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者の氏名及び略歴（注14）
 - イ 当社コア事業の安全対策、線路整備、施設拡充等の事業展開についての基本的な考え方及び具体的な内容、その他当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための具体的施策、並びにそれらの事業展開及び施策が当社グループの企業価値を向上させることの根拠
 - ウ 大規模買付者グループ内における当社グループの役割及び位置付け
 - エ 当社グループの役員、従業員、主要取引先、顧客（鉄道等の利用者を含む。）、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係についての方針、変更の計画の有無及び内容
 - オ 重要提案行為等（注15）を行うことを目的とする場合又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合は、その目的、具体的内容、条件及び時期
 - カ 当社株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権行使方針
 - キ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

- ④ 大規模買付者が当社に対して提供する情報（本施策において「大規模買付者提供情報」といいます。）が、重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる内容又は内容の欠落を含まない旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合は、当社は、大規模買付者に対し、相当な期間を定めたくえで、追加的に情報の提供を求めることができるものとします。また、大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異ならざるを得ないため、追加的に提供を求める情報には、前記①から④までに掲げる情報以外の情報も含まれる場合があります。ただし、大規模買付者提供情報は、当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様が適切な判断を行い、当社取締役会が適切な検討・評価を行うために必要かつ十分な範囲に限定されるものとします。

当社取締役会が、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分であると判断した場合には、当社は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って、その旨を速やかに開示します。ただし、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した後も、大規模買付者提供情報の内容に変更が生じた場合は、大規模買付者には、速やかに変更後の情報を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否かを判断するにあたって、これを独立委員会に諮問することができ、独立委員会に諮問した場合は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社は、大規模買付者提供情報を、当社取締役会が適切と判断する時点で、当社取締役会が株主の皆様の判断に必要かつ適切と認める範囲において、株主の皆様を開示します。

(4) 取締役会評価期間の設定等

次に、大規模買付者には、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に関する検討及び評価、当社取締役会及び独立委員会による大規模買付行為に対する賛否に関する意見の形成、並びに当社取締役会による株主の皆様に対する代替的提案の立案のために必要な期間（本施策において「取締役会評価期間」といいます。）は、大規模買付行為を開始又は実行しないこととしていただきます。

取締役会評価期間は、当社が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供が完了した旨を通知した日から起算し、原則として、大規模買付行為が、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合は60日間、その他の大規模買付行為の場合は90日間（いずれの場合も初日不算入）とします。

ただし、独立委員会が、大規模買付対抗措置の発動の是非に関する事項その他当社取締役会か

ら諮問された事項について独立委員会の意見を形成するために合理的に必要な場合は、独立委員会は、当社取締役会に対し、取締役会評価期間の延長を勧告することができ、その場合は、当社取締役会は、取締役会評価期間を、30日間（初日不算入）を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合は、当社は、大規模買付者に対して延長の期間及び理由を通知するとともに、法令及び金融商品取引所規則に従って、延長の期間及び理由を速やかに開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、大規模買付者提供情報に基づいて、大規模買付行為に関する検討及び評価を行い、当該大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、当社取締役会は、必要に応じ、株主の皆様に対して代替的提案を提示し、又は大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善等について交渉及び協議を行うものとします。

2. 独立委員会

(1) 独立委員会の設置及び構成

当社は、本施策の導入にあたり、大規模買付対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置します。

独立委員会の委員は、その員数を3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を確保するため、当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任するものとします。なお、独立委員会委員の略歴は、別紙1に記載のとおりです。

独立委員会に関する詳細は、本施策に定めるほか、当社取締役会において定めるものとします。

(2) 対抗措置の発動の是非の勧告

独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、大規模買付対抗措置の発動要件を具備しているか否かを検討し、取締役会評価期間の満了までに、当社取締役会に対し、大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告します。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、独立委員会が大規模買付対抗措置の発動の是非を勧告し、当社取締役会が対抗措置の発動を決議し又は対抗措置の不発動を決定した後であっても、勧告の前提となった事実関係に変動が生じたことなどにより、すでに行った勧告の内容が相当でなくなった場合はいつでも、すでに行った勧告を撤回し、又はすでに行った勧告と異なる新たな勧告を行うことができるものとします。

(3) 独立委員会の権限

独立委員会は、前記(2)に定める勧告を行うほか、大規模買付ルール適用の対象となるか否か、大規模買付者提供情報が大規模買付情報として十分か否か、当社取締役会の立案した代替提案が相当か否か、当社取締役会の意図する大規模買付対抗措置が相当か否かなど、当社取締役会が任意に諮問した事項についても、当社取締役会に対し、勧告し又は意見を提出するものとします。当社取締役会は、独立委員会にかかる意見についても、最大限尊重するものとします。

独立委員会は、当社取締役会から諮問された事項について勧告又は意見形成を行うにあたり、大規模買付者提供情報、当社取締役会から提供された情報、資料、分析結果、意見、提案等を参考にするとともに、自ら大規模買付者、当社取締役会又は外部の第三者から判断に必要な情報等を入手することもできるものとします。

また、独立委員会は、必要に応じて、当社の費用で、外部の独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。）に助言を求めるものとします。

(4) 独立委員会の決議

独立委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、委員に事故のあるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもってこれを行うことができます。

(5) 勧告及び意見の開示

独立委員会が、当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対して勧告を行い又は意見を提出した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、独立委員会からの勧告又は意見の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を速やかに開示します。

3. 大規模買付対抗措置

(1) 大規模買付対抗措置の内容

当社が本施策に基づいて発動する具体的な大規模買付対抗措置は、原則として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行することによるものとします。ただし、当社取締役会は、大規模買付対抗措置として相当と認める場合は、会社法その他の法令及び当社定款によって認められるその他の大規模買付対抗措置の発動を決議することもできるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として、当社株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権を発行する場合の新株予約権の無償割当てに関する事項の概要は、別紙2に定めるとおりとします。この新株予約権には、次の①、②に掲げる差別的な内容を定めることがあります。

① 一定の非適格者（別紙2に定義します。）について、その新株予約権の行使を認めない旨の行使条件を付すること

② 非適格者以外の者が保有する新株予約権について、当社が当社普通株式と引換えにこれ取得することができる旨の取得条項を付すること

なお、当社は、機動的に新株予約権の発行ができるよう、本施策の効力発生後に、新たに新株予約権の発行登録書を提出することを予定しています。

(2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、①大規模買付行為に対して大規模買付対抗措置を発動する必要性があり、かつ②具体的な大規模買付対抗措置が当該大規模買付行為に対する対抗手段としての相当性がある場合に限るものとします。

① 大規模買付対抗措置の発動の必要性

大規模買付対抗措置を発動する必要性が認められるのは、次のア又はイに該当する場合に限るものとします。

ア 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が、意向表明書を提出することなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付情報として十分な情報を提供することなく大規模買付行為を行った場合、取締役会評価期間が満了する前に大規模買付行為を行った場合など、大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

イ 当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、株主の皆様に対して当社取締役会としての代替的提案を提示し、又は株主の皆様に対する説得等を行うことはあっても、原則として、大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、次の（i）から（x）までのいずれかに該当する場合は、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

（i）当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある

場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。

- (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を大規模買付者グループに移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
- (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を大規模買付者グループの債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
- (iv) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの保有する事業設備の全部又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合。
- (v) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売抜けをすることにある場合。
- (vi) 当該大規模買付行為又は関連する取引の方法が、最初の買付けで当社株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し又は明確にしないで、当社株券等の買付けを行うこと（いわゆる強圧的二段階買収）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがある場合。
- (vii) 当該大規模買付行為における当社株券等の取得の条件（対価の種類・価額及びその算定根拠、内容、時期、方法等を含みますが、これらに限りません。）が、当社グループの企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものである場合。
- (viii) 当該大規模買付行為の完了後、当社の株主はもとより、当社グループの従業員、顧客（鉄道等の利用者を含む。）を含む取引先、地域社会その他の利害関係者との関係を、回復し難い程度に破壊し又は喪失させるおそれがある場合。
- (ix) 当該大規模買付者の当該大規模買付行為の完了後の経営方針、事業計画等の内容が不十分又は不相当であるため、鉄道事業の安全性若しくは公共性又は利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある場合。
- (x) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切である場合。

② 大規模買付対抗措置の相当性

具体的な大規模買付対抗措置は、前記①の大規模買付対抗措置の必要性、及び株主平等の原則又はその趣旨である衡平の理念の観点から、当該大規模買付対抗措置を採るに至る経緯、当

該大規模買付対抗措置が当社の既存株主に及ぼす不利益の有無及び程度、当該大規模買付対抗措置が当該大規模買付行為に及ぼす阻害効果等を総合的に勘案して、大規模買付行為に対する対抗手段としての相当性が認められるものであることを要するものとします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が決議しようとする具体的な対抗措置の発動の是非を、独立委員会に諮問するものとします。

また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の費用で、外部の独立した第三者（ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます。）に助言を求めるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重するものとし、原則として、独立委員会が当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動すべき旨を勧告し又は大規模買付対抗措置を発動できる旨の意見を提出した場合に限って、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかったことが客観的に明白であり、独立委員会の勧告を待って大規模買付対抗措置を発動すると当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する場合は、当社取締役会は、独立委員会の勧告又は意見なくして、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。

当社取締役会が、大規模買付対抗措置の発動又は不発動を決議した場合は、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議又は決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、速やかに開示します。

(4) 大規模買付対抗措置の発動の停止

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回するなど決議の前提となった事実関係に変動が生じたこと、独立委員会が大規模買付対抗措置を発動すべき旨の勧告を撤回したことなどにより、大規模買付対抗措置を発動することが相当でなくなった場合は、大規模買付対抗措置の発動によって生じる株主の権利の確定前であり、かつ、株主の利益を損なわないときに限り、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の停止を決議し、又は、独立委員会の勧告又は意見を最大限尊重して、大規模買付対抗措置の内容の変更を決議することがあります。

当社取締役会が、大規模買付対抗措置の停止又は内容の変更を決議した場合も、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を、速やかに開示します。

4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

(1) 本施策の有効期間

本施策は、本定時株主総会の決議によって承認されることを条件として、当該時点で効力を生じるものとします。

本施策の有効期間は、当社の現在の中期経営計画である「E3プラン」が平成30年度（平成31年3月末日に終了する事業年度）までの計画であることを考慮し、本施策を承認可決した定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成31年6月開催予定）の終結時までとします。

(2) 本施策の廃止

本施策の有効期間満了前であっても、本施策は、当社株主総会又は当社取締役会の決議によって、いつでも廃止することができるものとします。

(3) 本施策の変更

当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて、本施策の見直し等、適時適切な措置を講じます。

本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じるものとします。ただし、当社の株券等の保有者及び当社の株券等を取得しようとする者に不利益を生じない範囲においては、当社取締役会の決議によって、本施策を変更することができるものとします。また、法令の新設又は改廃に伴って本施策に引用する法令の条項又は法令上の用語に変更があった場合は、本施策に引用する当該条項又は用語は、当社株主総会又は当社取締役会の決議がなくても、本施策における引用の趣旨に反しない限度において、変更後の条項又は用語に適宜読み替えられるものとします。

5. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の皆様の権利利益に直ちに具体的な影響を及ぼすものではありません。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合は、非適格者には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として当社株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を交付すると引換えに新株予約権を取得することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、非適格者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。

なお、当社は、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動として新株予約権の無償割当てを決議した後に、前記3の(4)に従って対抗措置の発動を停止しようとする場合には、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後から当該新株予約権の割当てまでの間は、新株予約権の無償割当てを中止し、新株予約権の割当て後から行使期間開始日の前日までの間は、当社が無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の割当てを受ける株主の確定後に、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った投資家は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

V 本施策の合理性

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（前記Ⅲ）について

前記Ⅲに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではありません。

2. 本施策（前記Ⅳ）について

前記Ⅳに記載した本施策は、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、及び必要性・相当性の原則）に適合しております。また、本施策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。したがって、本施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記Ⅳに述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容及び発動要件を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記Ⅳに述べた大規模買付ルールの内容及び大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容及び大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記Ⅳにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家の皆様及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

(3) 株主意思の反映

前記Ⅳの4に述べたとおり、本施策は、株主総会の決議によって承認されることを条件として効力を生じます。また、本施策は、本施策の有効期間中いつでも、当社株主総会の決議によっても廃止することができ、本施策の変更は、原則として、当社株主総会の決議によって承認されることをもって効力を生じます。

したがって、本施策の導入、継続、廃止及び変更の是非の判断には、いずれも株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

なお、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっております。

したがって、大規模買付対抗措置の発動等の是非の判断にも、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が適切に反映されるものと考えます。

(4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅳの2のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会を設置します。そして、この独立委員会は、当社取締役会に対して大規模買付対抗措置を発動することの是非を勧告するほか、当社取締役会が諮問した事項について勧告又は意見の提出を行うこととし、当社取締役会は、独立委員会の勧告及び意見を最大限尊重するものとしております。

また、本施策においては、前記Ⅳの3の(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

(5) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本施策は、前記Ⅳの4に記載のとおり、当社株主総会の決議によって廃止することができるほか、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっても廃止することができ、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本施策を廃止することが可能です。したがって、本施策は、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させてもなおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとなっております。したがって、本施策は、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義する「株券等」をいい、以下同じとします。
- (注2) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること、及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定する各取引を行うことを含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義する「株券等保有割合」をいい、以下同じとします。なお、株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義する「株券等」をいい、以下、本第②号においてのみ同じとします。
- (注5) 買付けその他の有償の譲受け、及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定する有償の譲受けに類するものを含みます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義する「株券等所有割合」をいい、以下同じとします。なお、株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。）は、有価証券報告書及び四半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義する「特別関係者」をいい、以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- (注9) 大規模買付者の共同保有者及び特別関係者、主要な株主、出資者、組員又は構成員、主要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者が当社株券等その他の株券等の保有を目的とする特別目的会社である場合は、当該大規模買付者の財務又は事業の方針の決定を支配している者及び当該大規模買付者に対して投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。
- (注10) 当社コア事業の同種又は類似の事業に対する投資を含みます。
- (注11) 大規模買付行為の対価の種類・価額、大規模買付行為の開始、実行及び決済の時期、関連する取引の概要、大規模買付行為の適法性及びこれに関する弁護士の意見、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。
- (注12) 算定の前提とした事実又は仮定、算定の方法、算定機関、算定に用いた数値情報、並びに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額及びその算定根拠等を含みます。
- (注13) 直接及び間接の資金提供者の概要（氏名・名称、住所、資本構成等を含みます。）、資金調達に関連する一連の取引の条件及び仕組み、すでに保有する当社株券等に関する担保設定状況、並びに当社の資産及び当社株券等に関する担保設定の予定の有無及びその時期を含みます。
- (注14) 大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画、及び当社株券等の上場に関する方針を含みます。
- (注15) 金融商品取引法第27条の26第1項に定義する「重要提案行為等」をいい、以下同じとします。

以上

独立委員会委員の略歴

古川 康信（ふるかわ やすのぶ）

[略歴]

昭和28年10月 生まれ

昭和55年 9月 公認会計士登録

平成22年 8月 新日本有限責任監査法人 経営専務理事

平成24年 8月 同監査法人 シニア・アドバイザー

平成26年 6月 当社社外取締役 現在に至る

平成27年 6月 日本精工株式会社 社外取締役 現在に至る

※ 古川 康信氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

星 弘行（ほし ひろゆき）

[略歴]

昭和26年 6月 生まれ

平成18年 6月 日本政策投資銀行 理事

平成20年 6月 空港施設株式会社 監査役

平成23年 6月 同社 専務取締役 現在に至る

平成27年 6月 当社 社外監査役 現在に至る

※ 星 弘行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

竹内 健蔵（たけうち けんぞう）

[略歴]

昭和33年12月 生まれ

平成 5年 4月 長岡技術科学大学工学部助教授

平成 6年 4月 東京女子大学文理学部社会学科助教授

平成14年 2月 財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所客員研究員

平成14年 4月 東京女子大学文理学部社会学科教授

平成21年 4月 同大学現代教養学部国際社会学科経済学専攻教授 現在に至る

※ 竹内 健蔵氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の無償割当ての概要

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

I 新株予約権の無償割当てに関する事項

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日（本施策において「効力発生日」という。）は、当社取締役会が別途定める日とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、効力発生日における当社の発行可能株式総数から最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）を減じた株式の数を上限として、当社取締役会で定める数とする。なお、当社取締役会は、割り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

II 新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割、株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は、新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、3か月の範囲内で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、新株予約権の取得が行われる場合は、取得日の前営業日までとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

次の各号に掲げる者（本施策において「非適格者」という。）は、新株予約権を行使することができないものとする場合がある。その詳細は、当社取締役会において別途定めるものとする。

(1) 大規模買付者グループに属する者として当社取締役会が認めた者

(2) 大規模買付者グループに属する者の共同保有者又は特別関係者

(3) 上記 (1) 又は (2) に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受け又は承継した者

(4) 上記 (1) から (3) までのいずれかに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と共同若しくは協調して行動する者として当社取締役会が認めた者

7. 新株予約権の取得条項

次の号に定める取得条項を定める場合がある。その詳細は、当社取締役会において別途定めるものとする。

(1) 非適格者以外の者が保有する新株予約権については、当社が当社普通株式と引換えにこれを取
得することができる旨の取得条項

8. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

(メモ欄)

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

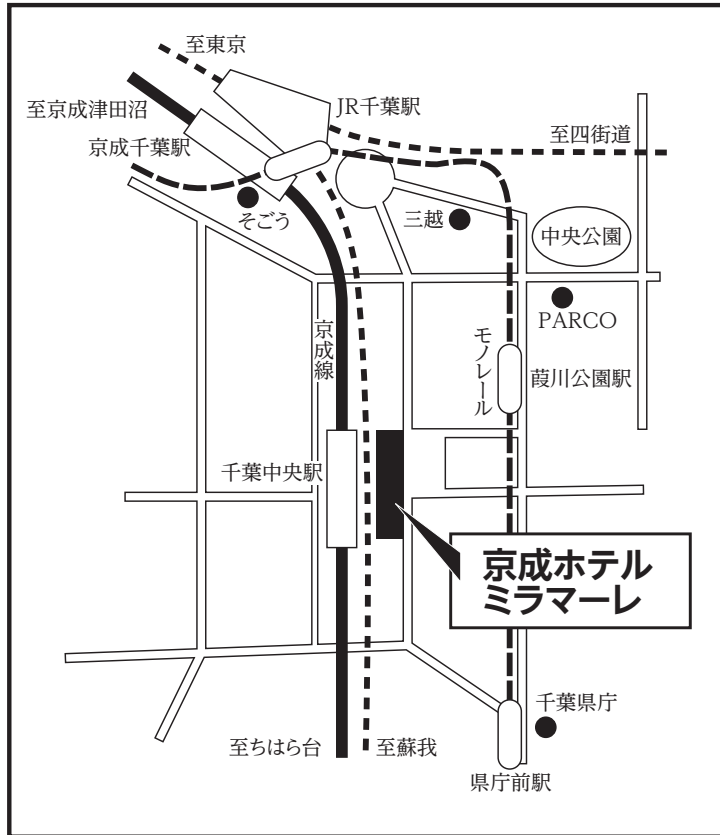
計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県千葉市中央区本千葉町15番1号
京成ホテルミラマーレ 6階「ローズルーム」
交 通 京成線 千葉中央駅直結



〔駐車場の用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。〕

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は、とりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。